



未来のために、いま選ぼう。

気候変動問題を中心とした 国際連携の現状

平成27年11月

環境省

国際連携の基本的方針

- ◆2014年1月に「国際連携に関する省内連絡会議」を設置、関係課室が連携して環境外交に取り組む体制を構築。
- ◆関係部局へのヒアリングを踏まえ、省内の国際連携事業を評価・分析し、2015年3月に「国際連携事業の概観と平成27年度以降の実施指針」を策定。
- ◆関連資料は職員ポータルサイトにおいて省内全体に共有し、意識の徹底を図っている。

平成27年以降の実施指針

地域

アジア太平洋地域を中心に政策パッケージを主導

これまで主導してきたアジア大洋州地域における環境政策パッケージを基盤として、関連事業を着実かつ適切に実施する。

内容

環境技術を基軸として幅広い政策手法を展開

企業や自治体とも連携し、政策対話や専門家の派遣等も含め、我が国の環境技術に立脚した政策提案やプロジェクトの実施等を進める。

連携

国際機関・先進国等とも連携

重点地域各国やOECD等の国際機関との環境政策対話等により、環境行政の高度化に関する議論に積極的に参加し、結果の国内施策への活用と、国際制度の協調構築を図る。

気候変動に関する国際交渉の経緯

1990

条約採択
(1992)

条約発効
(1994)

先進国に対して、法的拘束力ある数値目標の設定(途上国は削減義務なし)

2000

COP3
京都議定書採択
(1997)

京都議定書発効
(2005)

京都議定書第2約束期間に参加しない先進国・途上国の2020年の削減目標・行動のルールを設定

2010

京都議定書第1約束期間
(2008-2012)

COP16
カンクン合意
(2010)

2020年までの削減目標・行動を条約事務局に登録・実施
※我が国は現時点の目標として、2005年度比3.8%減を登録(2013年11月)

2020

京都議定書第2約束期間
(2013-2020)
※我が国は参加せず

2020年以降の全ての国が参加する新たな枠組みに、2015年のCOP21で合意するとの道筋が決定

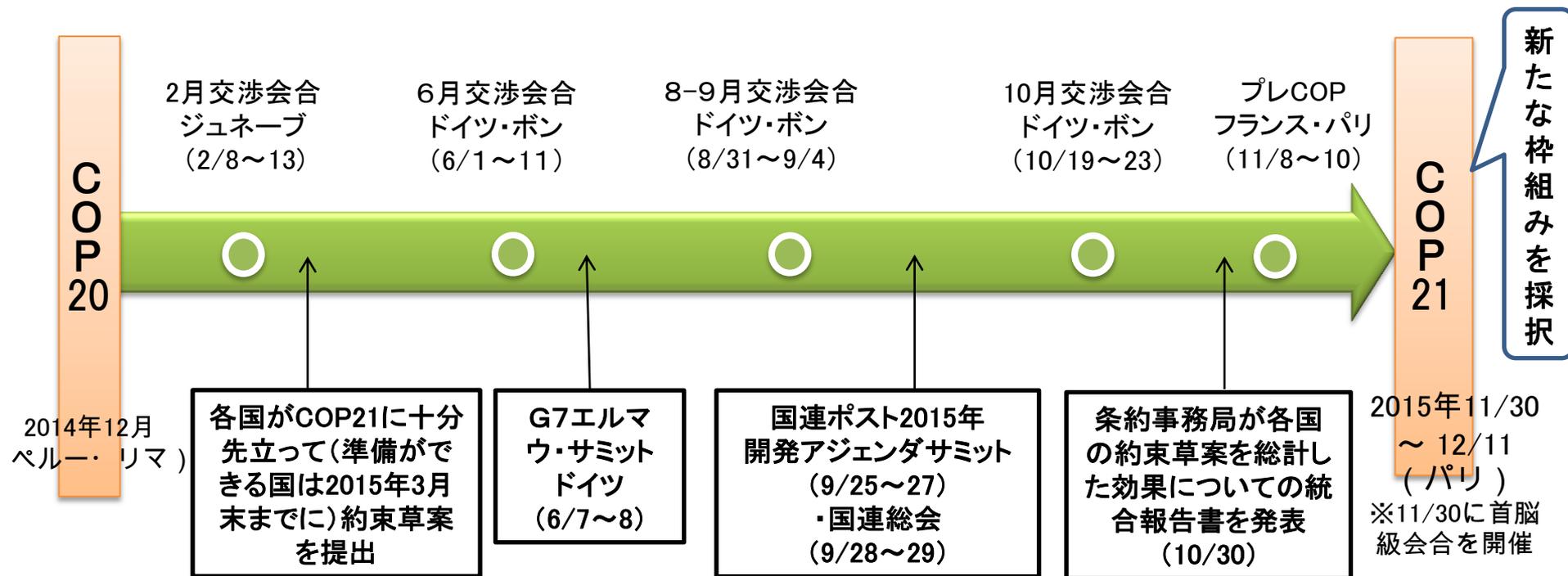
COP17
ダーバン・プラットフォーム
(2011)

我が国の約束草案を国連に提出(2015年7月)

COP21
新枠組みに合意予定(フランス・パリ)
(2015)

新枠組みの発効

2020年以降の国際枠組み合意に向けた道筋



日本の対応：

- 平成27年7月17日、地球温暖化対策推進本部において、「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出。
- COP21に向けた我が国の貢献となるよう、政府全体の適応計画を策定(閣議決定)。
- COP21での、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組み構築に向けて、引き続き交渉に積極的に貢献。

新枠組みに向けた交渉の状況と主要論点

交渉状況

- 大きくは「先進国」対「途上国」の構図。途上国の中も意見が多様化。(新興国から島嶼国まで)
- 主要国、とりわけ米、中の参加が鍵。
- 米中首脳が合意に向けた意欲を示すなど政治的意志が存在。150か国(排出量にして約87%)が約束草案を提出していることも好材料。
- しかし、解決すべき課題は多く、閣僚間の交渉を要する議題も多い。
- COP21で大枠に合意し、枠組みの詳細ルールはCOP21以降に送られる見込み。

主要論点

- **差異化:**
あらゆる要素(目的、緩和、適応、支援、透明性)において**先進国・途上国の差異化**が争点。
- **緩和:**
目標の義務に関する仕組み(**法的拘束力、遵守規定**)づくり。
野心を引き上げるための仕組み(定期的な見直し等)づくり。
- **適応:**
途上国の主張(特に**ロス&ダメージ等**)への対応。
- **支援:**
途上国の主張(**2020年以降の先進国による定量的な支援等**)への対応。
- **透明性:**
既存の報告・検証制度からの移行。差異化のあり方。
- **市場メカニズム:**
市場メカニズム(二国間クレジット制度(JCM)を含む)を目標達成に活用するに際しての仕組みづくり。

気候変動（地球温暖化）の長期目標

1. 気温上昇に関する目標

気候変動枠組条約の究極目的:「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。」

国際交渉上の共通見解(=条約の目的解釈):「産業革命以前からの温度上昇を2°C未満に抑制(2°C目標)」(※小島嶼国などは1.5°C未満に抑えることを主張)

2. 気温上昇を抑えるための排出量に関する長期目標

国際交渉上合意された世界全体の排出量目標はなく、G7等の合意で様々な数字が示されている状況。

<G7等の合意>

①安倍総理「美しい星へのいざない～Invitation to Cool Earth 50～」(2007年5月)

- 「世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減する」という長期目標を、全世界に共通する目標とすることを提案。

②G8ラクイラ・サミット首脳宣言(2009年7月)

- 2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標を全ての国と共有することを改めて表明。
- 先進国全体で温室効果ガスの排出を、1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%またはそれ以上削減するとの目標を支持。

③第4次環境基本計画(2012年4月閣議決定)

- 2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努める。
- 長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。

④G7エルマウ・サミット首脳宣言(2015年6月閣議決定)

- IPCC第5次評価報告書に示された2050年までに温室効果ガスの2010年比40-70%の上方の削減。
- 長期的な各国の低炭素戦略の策定。

世界的な気候変動の議論

①G7エルマウ・サミット(平成27年6月)

(首脳宣言概要[気候変動部分のみ])

○COP21での新たな枠組の採択への強い決意

○今世紀中の世界経済の脱炭素化

- ・IPCC第5次評価報告書に示された2050年までに温室効果ガスの2010年比40-70%の上方の削減
- ・長期的な各国の低炭素戦略の策定

○約束草案の早期提出の呼びかけ

○2020年までに1000億ドルを、気候変動問題解決のために動員

○保険や再生可能エネルギーの導入等、2つのイニシアティブの策定

○非効率な化石燃料補助金の撤廃、輸出信用に関するOECDの議論の進展

○オゾン層破壊物質の代替物質で、温室効果を持つハイドロフルオロカーボン(HFC)の削減

○炭素市場や規制手法を含む、低炭素な経済成長を促進する施策に関する戦略的対話のためのプラットフォーム設立



②G20アンタルヤ・サミット(平成27年11月)

○2度未満の目標を再確認

○パリ合意は、公平で、バランスのとれた、野心的で、持続的、かつ、動的なものとなるべき。

○各国の異なる状況に照らした、共通だが差異ある責任及び各国の能力の原則を反映した野心的な合意に到達することへのコミットメントを強調

○全てのG20諸国を含む160を超える締約国が約束草案(INDC)を提出したことを歓迎

○交渉担当者に対し、パリにおいて前進する道筋に到達するために、特に、緩和、適応、金融、技術の開発及び移転並びに透明性といった主要な事項について議論すべく、今後、建設的、かつ、柔軟に取り組むことを指示する。我々は、COP21の成功裏の結果に向けて協働することにコミット

理念＝「途上国支援とイノベーションからなる二つの貢献」

- ◆ COP21は**温室効果ガス削減のための新たな枠組み**の合意を目指す極めて重要な国際交渉。**全ての国の参加が鍵**だが、既に160カ国以上が削減目標を提出
- ◆ 新たな枠組みへの途上国の参画を促すためには、**先進国からの支援**が必要（2020年までに年間1000億ドルを供与する既存のコミットメントあり）。また、世界レベルでの抜本的な排出削減のためには、**技術革新が不可欠**。
- **先進国第二の経済規模、温室効果ガス排出量を持つ日本**として、途上国に手を差し伸べることこそ、**世界の気候変動対策の進展、COP21成功への貢献**。
- **イノベーション先駆者である日本**として、革新的技術の開発を更に強化し、世界をリードすることこそ、**抜本的な排出削減への貢献**。

途上国支援

・我が国の途上国支援額を**2020年までに、官民合わせて年間約1兆3000億円、現在の1.3倍**にすることを表明。（上記1000億ドルコミットに対応）

（2013～14年の実績：年平均で約1兆円）

- ・地熱発電，都市鉄道，防災インフラ，水確保など日本の得意分野で貢献。
- ・その他，アジア・太平洋島嶼国における早期警戒システム構築や都市間連携・人材育成も推進

イノベーション

・革新的エネルギー・環境技術の開発強化に向け、「エネルギー・環境イノベーション戦略」を策定。

・二国間クレジット制度(JCM)等を通じた優れた低炭素技術の普及を推進

日中韓三カ国環境大臣会合(TEMME)

TEMMEとは

正式名称: Tripartite Environment Ministers Meeting

三カ国の環境大臣が、地域及び地球規模の環境問題に関して率直な意見交換を行い三カ国の協力関係を強化することを目的として、1999年より毎年持ち回りで開催。

TEMME17

開催日: 平成27年4月29日、30日 開催地: 中国・上海

三カ国の環境大臣がそろって参加し、今後5年間(2015-2019)の環境協力に係る三カ国共同計画及び本会合の成果についての共同コミュニケを採択。



○共同行動計画(2015~2019)の採択

2010~2014年まで取り組まれていた旧行動計画に続くものとして、2015~2019年に三カ国で取り組む次の9分野の行動計画について採択。

- ①大気環境改善 ②生物多様性 ③化学物質管理と環境に係る緊急時対応
- ④資源循環利用/3R/電気電子機器の越境移動 ⑤気候変動対策 ⑥水及び海洋環境保全
- ⑦環境教育、人々の意識向上及び企業の社会的責任 ⑧地方環境管理 ⑨グリーン経済への移行

TEMME18

- ・ 平成28年度4月下旬に開催予定。次期開催国は日本。

地域的枠組みにおける気候変動の議論（抜粋）

1. アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議(平成27年11月)

COP21で、気候変動に関する衡平で、バランスのとれた、野心的で、永続的かつ動的な合意を実現することに強くコミット。2030年までに地域のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を倍増させるという我々の野心的な目標を再確認。

また、無駄な消費を助長する非効率的な化石燃料補助金を合理化し、中期的には段階的に廃止するとの我々のコミットメントを再確認。加えて目標を達成するためには更なる野心的な努力が必要であると認識しつつ、これまでなされた進捗を歓迎。

2. 東アジア首脳会議(EAS)(平成27年11月)

気候変動の影響は、地域の全ての国の持続可能な開発の経済的、社会的、環境的な面で、深刻な脅威であることについての懸念を表明。気候変動に対処するための緊急かつ具体的な行動の重要性を認識するとともに、2015年12月にフランスで開催されるCOP21における全ての国に適用される、野心的な議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果の採択に向けて緊密な協力を行うことに改めてコミット。

3. 東南アジア諸国連合(ASEAN)+3(日中韓)首脳会議(平成27年11月)

COP21において、すべての国に適用される、野心的で永続性があり、法的拘束力がある地球規模の合意を締結する事へのコミットメントを強調。

途上国との二国間協力の戦略的推進

- アジア太平洋地域を中心に、各国が抱える気候変動対策、水質汚濁、大気汚染、廃棄物処理、化学物質対策等の課題につき、各国の事情に応じた技術協力を推進。
- 主要国とは、複数分野に渡る環境協力を効果的に進展させるべく、環境協力覚書の締結や定期的な環境政策対話等を活用し、相手国側への成果と活用方策の提示、制度設計を含めたパッケージでの支援、相手国の協力体制の確保等を実施。

①中国

- 1994年に、日中環境保護協力協定を署名、同協定に基づき日中環境保護合同委員会を設置。
- 大気汚染に関する日中都市間連携協力、畜産排水対策協力、気候変動に関する訪日研修をはじめとする各種分野における協力事業を推進。また、トキの保護に関する協力も実施中。

②モンゴル

両国首脳の合意を受け、2007年1月から環境政策対話を開始し、2015年3月に第9回を開催。2011年12月に署名した環境協力覚書期間の終了を受け、2015年5月に覚書の更新に署名。具体的には、二国間クレジット制度を活用した気候変動対策、エコツーリズム、大気汚染対策等を支援中。

③インドネシア

2012年12月、環境協力覚書に両国大臣が署名し、2014年2月に第1回環境政策対話を開催。二国間クレジット制度を含めた気候変動、水質汚濁、大気汚染等における具体的協力を進め、分野間の連携強化と協力深化を実施中。

④ベトナム

2013年12月、環境協力覚書に両国大臣が署名し、2014年8月に第1回環境政策対話を開催。環境保護法の改正を支援するため、2014年には専門家派遣等を実施。また、二国間クレジット制度を活用した気候変動対策を支援中。

⑤イラン

2014年4月、両国大臣が気候変動対策を分野の1つに含んだ環境協力覚書に署名し、2015年2月、第1回政策対話を開催。具体的には、大気汚染(砂塵嵐モニタリング等)、閉鎖性海域の水質汚濁対策について、環境協力を推進中。10

二国間環境政策対話(例:日米)

背景

- ・本年4月に開催された日米首脳会談の際、本年後半に米国環境保護庁長官が来日し、日本国環境大臣と対話し、環境協力について進めることを合意。(環境政策対話の大臣級での実施は初)
- ・これに基づき、8月24日(月)、マッカーシー米国環境保護庁長官が望月環境大臣(当時)を訪問し、水銀、気候変動等、2国間及び世界的な環境問題について、両国の環境保全政策の責任ある実施機関として連携を深めることを合意。

概要

日程: 2015年8月24日(月) 13:30-15:00

場所: 環境省 省議室 24階

参加者:

アメリカ合衆国 環境保護庁
ジーナ・マッカーシー長官
日本国 環境省 望月義夫環境大臣(当時)

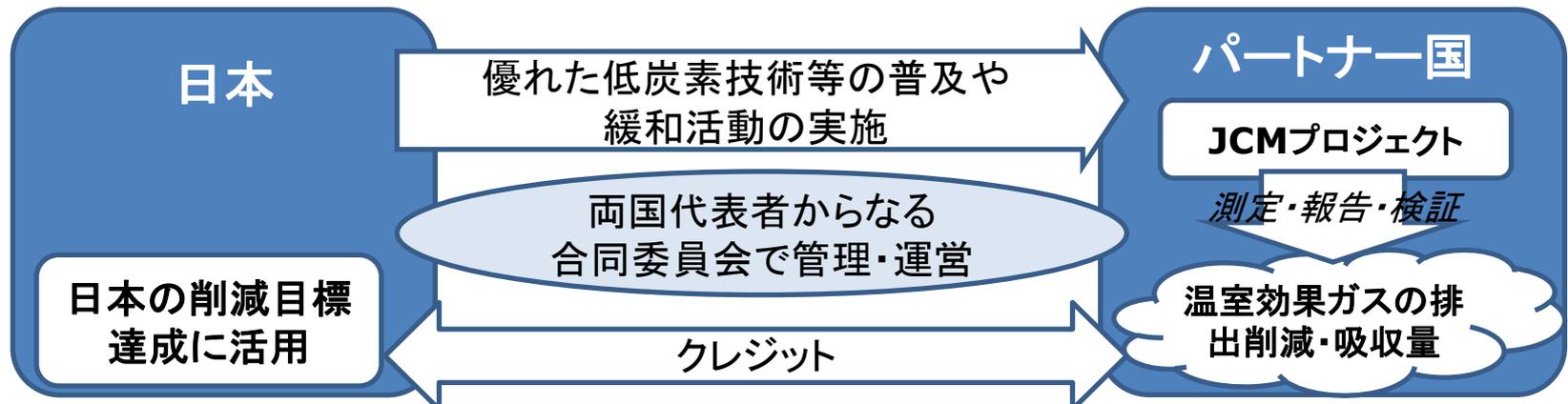
主な議題:

- ・水銀、**気候変動**、アジア太平洋地域の大気環境管理、環境教育、除染、子どもの健康と環境、環境影響評価



二国間クレジット制度(JCM)について

- 途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する。
- 国連気候サミット(平成26年9月)において、安倍総理が『JCMを着実に実施すること』を表明する等、政府全体としてJCMを推進。
- 現在、インドネシア、ベトナム等の16か国と署名済み。その他の国とも署名に向けた協議を行っており、パートナー国の増加に向けて取組中。
- JCMを推進するため、JCMプロジェクトの組成に係る支援(設備補助事業・JICA等連携資金・ADB拠出金・REDD+補助事業・NEDO実証事業によるプロジェクト支援、都市間連携の協力を含む実現可能性調査等)及びJCMの手續に係る支援を実施。

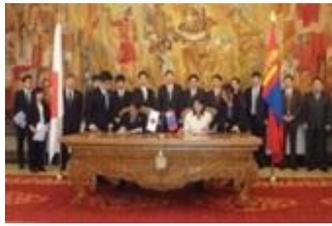


パートナー国(16か国)

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア
コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ (署名順)

JCMパートナー国

日本は、2011年から開発途上国とJCMに関する協議を行ってきており、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイとJCMを構築。



【モンゴル】
2013年1月8日
(ウランバートル)



【バングラデシュ】
2013年3月19日
(ダッカ)



【エチオピア】
2013年5月27日
(アジスアベバ)



【ケニア】
2013年6月12日
(ナイロビ)



【モルディブ】
2013年6月29日
(沖繩)



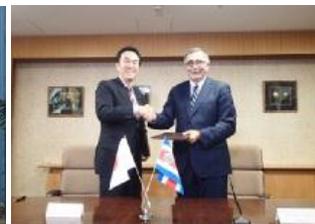
【ベトナム】
2013年7月2日
(ハノイ)



【ラオス】
2013年8月7日
(ビエンチャン)



【インドネシア】
2013年8月26日
(ジャカルタ)



【コスタリカ】
2013年12月9日
(東京)



【パラオ】
2014年1月13日
(ゲルルムド)



【カンボジア】
2014年4月11日
(ポンペン)



【メキシコ】
2014年7月25日
(メキシコシティ)



【サウジアラビア】
2015年5月13日



【チリ】
2015年5月26日
(サンティアゴ)



【ミャンマー】
2015年9月16日
(ネピドー)

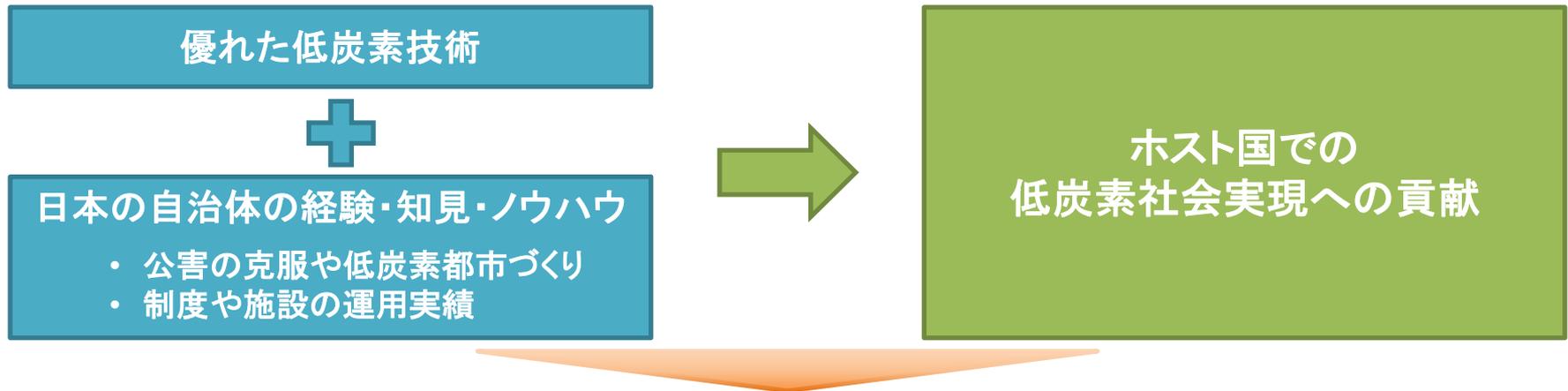


【タイ】
2015年11月19日
(東京)

日本・インドネシア間で3件、
日本・パラオ間で1件、日本・
モンゴル間で2件、日本・ベト
ナム間で1件のJCMプロジェ
クトを登録済み。

JCMを活用した地方自治体の海外進出支援

- アジア等の途上国において、各都市における低炭素化事業の実施が必要。
- 我が国が主導する二国間クレジット制度(JCM)では、案件の形成において、優れた低炭素技術の普及を目指すだけでなく、日本の知見やノウハウをアジアの各都市で活用すべく、マスタープランの作成等を含めた都市間の連携・協力を重視。



Win-Winの関係構築へ

平成27年度調査参加・協力自治体(合計14案件):

- 北九州市 : ①インドネシア国スラバヤ市、②ベトナム国ハイフォン市、
③マレーシア国イスカンダル地域パシグダン市、④タイ国ラヨン県
- 横浜市 : ⑤タイ国バンコク都、⑥インドネシア国バタム市、⑦ベトナム国ダナン市、⑧インド国ベンガロール市
- 川崎市 : ⑨インドネシア国バンドン市、⑩ミャンマー国ヤンゴン市
- 大阪市 : ⑪ベトナム国ホーチミン市
- 神奈川県 : ⑫カンボジア国シェムリアップ市
- 京都市 : ⑬ラオス国ビエンチャン市
- 福島市 : ⑭ミャンマー国パティン市